

子供家庭支援体制の構築、中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項	項目	都の取組状況
子供家庭支援体制の構築等に向けた取組	子育て世代包括支援センターの普及	<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村における専門職の配置を支援 ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・指導ができる人材の育成を支援 ・母子保健法の努力義務規定である「子育て世代包括支援センター」の設置を推進できるよう、「ゆりかご・とうきょう事業」のあり方を検討
	区市町村子ども家庭総合支援拠点の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な虐待対策ワーカーの配置に対する支援や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施に向けた事務支援、平日夕方や休日の相談体制の確保に向けた支援を通じて、区市町村子ども家庭総合支援拠点としての子供家庭支援センターの体制強化を推進
	区市町村の支援メニューの充実(ショートステイ事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気、出産等で一時的に児童を養育できない時に、一定期間養育を行うショートステイの利用枠確保と協力家庭の支援を充実し、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援。 ・要支援家庭において養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、児童を施設等で養育するとともに、保護者への支援を行い、虐待の未然防止及び地域生活の安定を図る取組を行う区市町村を支援
	子供家庭支援に携わる人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子供家庭支援センター、子育てひろば等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、必要な技術・知識の付与や専門性の向上に向けた研修を実施し、子育て支援の質の向上を図る。
	母子生活支援施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・入所母子の様々なニーズに対応できるよう、民間社会福祉施設の個別の取組を支援。また、施設の支援力を活用し、地域の母子等を対象とした短期入所支援を行う区市町村を支援 ・施設職員の支援力向上を図る研修を委託により実施
中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	児童相談所設置に向けた計画	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司や児童心理司等の派遣研修生の受入 ・虐待相談や非行相談に関する勉強会の開催 ・児童相談所設置に係る計画案の確認作業の実施 ・施設利用等についての広域調整に係る検討会の開催